

無線設備規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

一 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の選択呼出装置の規定を削除すること。

(第九条の二関係)

二 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の混信防止機能を改めるとともに、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線設備の混信防止機能を定めること。

(第九条の四関係)

三 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の受信装置及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の受信装置が副次的に発する電波の限度を定めること。

(第二十四条関係)

四 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の技術基準を改めること。

(第四十九条の八の二関係)

五 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の技術基準を定めること。

(第四十九条の八の二の二、別表第一号、別表第二号及び別表第三号関係)

六 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の技術基準を定めること。
(第四十九条の八の二の三、別表第一号、別表第二号及び別表第三号関係)

七 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 所要の経過措置を設けること。